

栃木県県民の森指定管理者の募集に関する質問への回答書

番号	1	質問日	令和2(2020)年8月11日	受付方法	電子メール
<p>【質問の内容】</p> <p>1 資料3「栃木県県民の森指定管理業務に関する仕様書」の第5 1(2)ウにある「警備方法：遠隔移報方式」とは、必ずしも警備員を常駐させる必要はなく、緊急時に警備業法及び同法施行規則に規定する教育を修了した要員が出動できる警備システムを導入すること等で基準をクリアするという認識で相違ないでしょうか。</p> <p>2 同仕様書の第5 4(4)にある自己評価の提出頻度と提出時期はいつ頃になりますでしょうか。</p> <p>3 栃木県県民の森のHPの「施設概要・ご注意」のページにて「管理事務所では県民の森の管理・運営のほか、保護された傷病野生鳥獣の飼養なども行っています」とありますが、これらについては指定管理者の業務に含まれるでしょうか。含まれる場合の経費は指定管理費に含まれるでしょうか。</p>					
<p>【回答】</p> <p>1 相違ありません。 現在も、警備員は常駐しておらず、警備システムを導入しております。</p> <p>2 年に1回、毎年度終了後原則として60日以内としております。 栃木県県民の森指定管理業務に関する仕様書項目「第5 管理運営業務の基準」の「4 業務の報告 (4) 自己評価の実施」のとおり、「(3) 年間事業報告書」に記載のある県民の森の管理に関する事業報告書とともに提出していただきます。</p> <p>3 傷病野生鳥獣救護施設については、指定管理者の業務に含まれておりません。 したがって、指定管理費にも含まれておりません。</p>					